

6 諸制度（知的障がいのある方が利用できる制度を中心に）

知的障がいのある方が利用できる福祉制度などは主に次のようなものがあります。

● 手当

項目	内容
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対して支給します。 【支給額】 月額 15,690円（令和6年4月分以降）【対象】 知的障がい児 【問合せ先】 市町村
特別障害者手当	在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の者に対して支給します。 【支給額】 月額 28,840円（令和6年4月分以降）【対象】 知的障がい者 【問合せ先】 市町村
特別児童扶養手当	障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。 【支給額】 月額 1級 55,350円（令和6年4月分以降） 2級 36,860円（令和6年4月分以降） 【対象】 知的障がい児 【問合せ先】 市町村

● 公的年金制度

項目	内容
障害基礎年金 (国民年金)	【支給額】 1級 年額 昭和31年4月1日以前生 1,017,125円 昭和31年4月2日以降生 1,020,000円 2級 年額 昭和31年4月1日以前生 813,700円 昭和31年4月2日以降生 816,000円 【対象】 国民年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしている方や、20歳前までに障害の原因となった病気やケガの初診日があり一定の所得以下の方で障害状態が1級または2級に該当している方 【問合せ先】 市町村
障害厚生年金 (厚生年金保険)	【対象】 厚生年金保険（共済年金含む）の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしており障害状態が1級から3級のいずれかに該当する方 【問合せ先】 各年金事務所

こ う 目 項 目	ない 容 内 容
とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	こくみんねんきん にんいかにゆうたいしょう き かんちゅう かにゆう 国民年金の任意加入対象期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給で きない障がい者の方に対して支給します。 【支給額】 1級 月額 55,350円 2級 月額 44,280円 【対 象】・平成3年3月以前までの国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者 年金等に参加していた方の配偶者 【問合せ先】 さいき ちやうそん 市町村

● ふうきょうさいせいど いりようひ じよせい いりよう ほ けんせい ど
扶養共済制度、医療費の助成、医療保険制度

こ う 目 項 目	ない 容 内 容
しんしんしょうがいしゃ ふ しょう 心身障害者扶養 共済制度	ほごしゃ な あと しんしんしょう しゃ じ せいかつ あんてい ふくし こうじょう ほか 保護者が亡くなられた後の心身障がい者（児）の生活の安定と福祉の向上を図るため、 保護者の死亡後、年金を支給します。 ○ かにゆうねんれい さいみまん くち かにゆうか 加入年齢 65歳未満(2口まで加入可) ○ かにゆうかけきん かにゆうじ ほごしゃ ねんれい くぶん 加入掛金 加入時の保護者の年齢により区分 ○ ねんきんがく くち げつがく えん 年金額 1口あたり月額20,000円 【対 象】 ちてきしょう しゃ じ 知的障がい者（児） 【問合せ先】 さいき ちやうそん 市町村
じゅうどしんしんしょう しゃ 重度心身障がい者 (児)	いりようほけんかくほう いりよう きゅうふ う ばあい じこふたんぶん じよせい 医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対 象】・ ちてきしょう しゃ じ おおむ い か 知的障がい者(児)(10 概 ね35以下) ・ ちやうふくしょう しゃ じ おおむ い か しんたいしょうがいしゃてちやう きゅうまた きゅうしよじしゃ 重複障がい者(児)(10 概 ね50以下かつ身体障害者手帳3級又は4級所持者) 【問合せ先】 さいき ちやうそん 市町村
こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療 制度	さい さい いつてい しょうがい かた げんざい かにゆう けんこう ほ けん だつたい こうきこう 65歳から74歳で、一定の障害がある方は、現在加入している健康保険を脱退し後期高 齢者医療制度へ加入することができます。後期高齢者医療保険に加入することで、 いりようひ ふたんわりあい ほけんりよう ふたん すく ばあい 医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。 【対 象】 りよういくて ちやう 療育手帳 A1・A2など 【備 考】 しょとく せたいとう じやうきやう ほけんりよう こと 所得や世帯等の状況により保険料は異なる 【問合せ先】 さいき ちやうそん とくしまけんこう きこうれいしゃ いりようこういきれんこう 市町村、徳島県後期高齢者医療広域連合

● 住まい

こ う も く 項 目	ない 内 容
けんえいじゆうたく 県営住宅への入居	所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。 障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度があります。 【対 象】 知的障がい者（療育手帳を所持する程度の者）のいる世帯（単身でも可） 【備 考】 ・ 選考の上、入居者を決定します。 ・ 常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。 ・ 優先入居制度がある市町村営住宅もあります。 【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅P F I 管理センター

● 雇用促進・職業安定のための援護制度

こ う も く 項 目	ない 内 容
しよくばてきおうくんれん 職場適応訓練	職場の環境に適応するため、原則6ヶ月間、民間企業で訓練を受けられる制度です。 【備 考】 ・ 訓練生には訓練手当が最大で月額約12万円支給されます。 ・ 事業主には訓練生1人につき24,000円／月（重度25,000円）が支給されます。 【問合せ先】 ハローワーク（公共職業安定所）

● 地域生活の支援

こ う も く 項 目	ない 内 容
しんしんしょう 心身障がい児(者) 在宅介護等支援事業	心身障がい児(者)の家族が所用等により一時的に介護等ができなくなった場合、あらかじめ登録した介護者に介護等を委託することにより、障がい児(者)や家族の生活を支援します。 【対 象】 知的障がい児(者) 【問合せ先】 市町村

● 税制度（控除、減免などにより、税金が安くなる場合があります）

こ う も く 項 目	ない 内 容	
しょうとくぜい 所得税		
じゅうみんぜい 住 民 税		
じ どうしゃぜいかんきようせい 自動車税環境性能 割 けい じ どうしゃぜいかんきようせい 軽自動車税環境性 のうわり 能割		
じどうしゃぜいしゆべつわり 自動車税種別割 けい じどうしゃぜいしゆべつわり 軽自動車税種別割		
り し とう ひ か ぜ い 利子等の非課税 せい ど ゆう 制度（マル優・ とく べつ ゆう 特別マル優）		

● 駐車禁止規制の適用除外

こ う 目	内 容
ちゆうしゃんしきせい 駐車禁止規制の てきようじょがい 適用除外	知的障がい等により介添者がいなくては歩行に支障をきたす方等に、駐車禁止除外指定車標章を交付し、対象の方が使用する自動車について駐車禁止の規制から適用除外します。 (ただし、道路標識などによって駐車が禁止されている場所に限られます。) 【対 象】 知的障がい者療育手帳（区分A以上）所持者 など 【備 考】 有効期間3年 【申請先】 最寄りの各警察署（分庁舎を含む）または徳島県警察本部 【問合せ先】 徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、 徳島県警察本部交通規制課（電話088-622-3101 内線5173） または最寄りの各警察署（分庁舎を含む）

● 障がい児への教育就学奨励制度

こ う 目	内 容
とくべつしえんきよういくしゅうがく 特別支援教育就学 奨励費	就学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じ、その全部又は一部を補助します。 【対 象】 ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の通常の学級 (学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒) ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の特別支援学級 ・特別支援学校 に在籍する幼児児童生徒の保護者など 【問合せ先】 ・小・中学校は、市町村教育委員会 ・特別支援学校・県立中学校・中等教育学校は、徳島県教育委員会 特別支援教育課

● 携帯電話基本料金等の割引

こ う 目	内 容
けいたいでんわきほんりょうきんとう 携帯電話基本料金 等の割引	【対 象】 障がい者手帳所持者 【備 考】 利用申込み時に手帳を見せてください。 【問合せ先】 各割引制度の詳細については各取扱店にご確認ください。

● 運賃等の割引、移動のための助成

こ う 目 項 目	ない 内 容													
J Rの運賃割引	<table><tr><th>たい 対 象</th><th>わりびきじょうしゃけん 割引乗車券</th><th>わりびきりつ 割引率</th><th>び 備 考</th></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者</td><td>ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券</td><td rowspan="3">50%</td><td rowspan="2">さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません</td></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者（12歳未満）とその かいごしゃ 介護者</td><td>ていきじょうしゃけん 定期乗車券</td></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう （単独利用）</td><td>ふつうじょうしゃけん 普通乗車券</td><td>100kmをこえるとき</td></tr></table> 【備 考】切符発売窓口で手帳を呈示してください。 ・公営・民営の鉄道会社でもJRに準じ割引を行っている所もあります ので、各社にご確認ください。 【問合せ先】 各駅、市町村	たい 対 象	わりびきじょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び 備 考	だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません	だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者（12歳未満）とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう （単独利用）	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	100kmをこえるとき
たい 対 象	わりびきじょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び 備 考											
だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません											
だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者（12歳未満）とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券													
だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう （単独利用）	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券		100kmをこえるとき											
こうくううんちんわりびき 航空運賃割引	りょういくてちょうしよじしゃ かいごしゃ こくないせん こうくううんちん わりびき 療育手帳所持者とその介護者は、国内線の航空運賃が割引になることがあります。 【対 象】・第1種知的障害者とその介護者 ・第2種知的障害者（介護者は対象外） 【備 考】各航空会社により、内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】各航空会社支店、営業所及び指定代理店、市町村													
ゆうりようどうろ つうこう 有料道路の通行 りようきんわりびき 料金割引	【対 象】 じゅうど ちてきしょうがいしゃの かいごしゃ うんてん ばあい 重度の知的障がい者（障がい者を乗せて介護者が運転する場合） 【割引率】 50% 【備 考】・市町村窓口で手帳に自動車登録番号と割引の有効期間を記載する手続きを おこな りようきんじよ てちょう ていじ 行い、料金所にて手帳を呈示します。 ・ETC利用の場合は、料金所での手帳の呈示は不要ですが、市町村窓口で事前に手続き ひつよう が必要です。 【問合せ先】 市町村													
うんちん わりびき バス運賃の割引	【対 象】 だい しゅちてきしょうがいしゃ ほんにんおよ かいごしゃ 第1種知的障害者（本人及び介護者） 【割引率】 わりびきとう かく がいしゃ りようしゃ こと 割引等は各バス会社、利用者により異なります。 【備 考】 かく がいしゃ ないよう てつづ とう こと 各バス会社により内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】 かい がいしゃ しちようそん 各バス会社、市町村													
うんちん タクシー運賃の わりびき 割引	【対 象】 りょういくてちょう こうふ うもの じ 療育手帳の交付を受けた者（児） 【割引率】 わりびきりつ りようきん びき タクシーメーター料金の10%引 【問合せ先】 とくしまけん きょうかい しちようそん 徳島県タクシー協会、市町村													
しょう しゃじどうしゃ 障がい者自動車 うんてんめんきょしゅとくひ 運転免許取得費 ほ じょ じぎょう 補助事業	じどうしゃうんてんめんきょのしゅとく けいひ まんえん げんど じよせい 自動車運転免許の取得に要する経費のうち2万円を限度として助成します。 【対 象】 だい しゅちてきしょうがいしゃ 知的障がい者 【問合せ先】 市町村													

放送受信料、電話番号案内の減免

こ う 項 目	ない 内 容												
ほうそうじゅしんりょう NHK放送受信料の げんめん 減 免	<table><tr><th>たい 対</th><th>しょう 象</th><th>げんめんりつ 減 免 率</th></tr><tr><td>りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）</td><td>はんていしよ も かた 世帯で、世帯全員が市町村民税 ひかせい ばあい 非課税の場合</td><td>ぜんがく 全額</td></tr><tr><td>りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）</td><td>さいじゅうど 「最重度」または「重度」に相当する記載）</td><td>じゅうど そうとう きさい も をお持ち</td></tr><tr><td colspan="2">かた の方が、世帯主でかつ受信契約者の場合</td><td>はんがく 半額</td></tr></table> 【備 考】 市町村長の証 明が必要となります。 【問合せ先】 放送局又は市町村	たい 対	しょう 象	げんめんりつ 減 免 率	りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）	はんていしよ も かた 世帯で、世帯全員が市町村民税 ひかせい ばあい 非課税の場合	ぜんがく 全額	りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）	さいじゅうど 「最重度」または「重度」に相当する記載）	じゅうど そうとう きさい も をお持ち	かた の方が、世帯主でかつ受信契約者の場合		はんがく 半額
たい 対	しょう 象	げんめんりつ 減 免 率											
りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）	はんていしよ も かた 世帯で、世帯全員が市町村民税 ひかせい ばあい 非課税の場合	ぜんがく 全額											
りょういくてちょう 療育手帳（または判定書）	さいじゅうど 「最重度」または「重度」に相当する記載）	じゅうど そうとう きさい も をお持ち											
かた の方が、世帯主でかつ受信契約者の場合		はんがく 半額											
NTT でんわばんごうあんない 電話番号案内(104) の無料サービス	【対 象】 療育手帳所持者 【割引率】 ぜんがくわりよう 全額無料 【備 考】 じぜん もうしこみ ひつよう 事前に申 込が必要です。 【問合せ先】 といあわ さき NTT支店・営業所												

身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度

こゝろ 目	ない 容
身体障がい者等用 駐車場利用証 (パーキングパー ミット)制度	障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」や「移動に配慮が必要な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方等に配慮した環境づくりを推進しています。 S 利用できる駐車場は？ 利用証は、徳島県に協力の申込みがあった施設（協力施設）の身体障がい者等用駐車場のほか、同様の制度を実施している他の42府県の協力施設でも利用できます。協力施設の駐車場には看板や壁などにステッカーが貼られています。県内協力施設の一覧は、徳島県ホームページや障がい福祉課でご覧になれます。利用証交付の申請方法や、対象となる障害等級・区分等については、県庁障がい福祉課までお問い合わせください。 【問合せ先】 徳島県障がい福祉課 電話 088-621-2237 ファクス 088-621-2241 徳島県ホームページ https://www.pref.tokushima.lg.jp/ 「パーキングパーミット」で検索 【申請窓口】 - 県庁 障がい福祉課（Tel 088-621-2237） - 県東部保健福祉局徳島庁舎（Tel 088-626-8711） - 県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎【阿南保健所】（Tel 0884-28-9867） - 県南部総合県民局保健福祉環境部美波庁舎（Tel 0884-74-7368） - 県西部総合県民局保健福祉環境部美馬庁舎（Tel 0883-53-2062） - 県西部総合県民局保健福祉環境部三好庁舎（Tel 0883-76-0413） - 県障がい者相談支援センター（Tel 088-631-8711）

● 生活福祉資金の貸付

こ う 項 目	ない 内 容														
せいかつふくし し きん 生活福祉資金の 貸付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>し 資 金 しゅ 種 類</th><th>かしつけじょうげんがく 貸付上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふく し ひ 福 祉 費</td><td>580万円以内</td></tr> <tr> <td>なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費</td><td>460万円以内</td></tr> <tr> <td>じゅうたく ぞうかいちく ほしゅうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費</td><td>250万円以内</td></tr> <tr> <td>ふくししょうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費</td><td>170万円以内</td></tr> <tr> <td>しょうがいしやようじどうしや こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費</td><td>250万円以内</td></tr> <tr> <td>きんきゅうこぐち し きん 緊 急小口資金</td><td>10万円以内</td></tr> </tbody> </table> 【備 考】 資金目的に応じた貸付上 限額の目安が定められています(上記はその一例)。 貸付利率について、緊 急小口資金は無利子です。福祉費については、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%となります。 貸付資金の据置期間、償 還期間、その他詳細についてはお問合せください。 【問合せ先】 市町村社会福祉協議会	し 資 金 しゅ 種 類	かしつけじょうげんがく 貸付上限額	ふく し ひ 福 祉 費	580万円以内	なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費	460万円以内	じゅうたく ぞうかいちく ほしゅうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費	250万円以内	ふくししょうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	しょうがいしやようじどうしや こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	きんきゅうこぐち し きん 緊 急小口資金	10万円以内
し 資 金 しゅ 種 類	かしつけじょうげんがく 貸付上限額														
ふく し ひ 福 祉 費	580万円以内														
なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費	460万円以内														
じゅうたく ぞうかいちく ほしゅうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費	250万円以内														
ふくししょうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内														
しょうがいしやようじどうしや こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内														
きんきゅうこぐち し きん 緊 急小口資金	10万円以内														

● 障がい者(児)の歯科治療

こ う 項 目	ない 内 容
しょう しゃ じ 障がい者(児)の 歯科治療	とくしまけん し か いし か い しょう かた は ちりょう こうくうほけんかんり おこな 徳島県歯科医師会では、障がいのある方の歯の治療と口腔保健管理を行っています。 【施設名】 徳島県歯科医師会口腔保健センター しんしんしょうがいしや しんりょうしよ 心身障害者歯科診療所 【場 所】 とくしまけん し か いし かいかん 徳島市北田宮1丁目8-65 徳島県歯科医師会館 【診療日】 げつようび きんようび ごぜん ごご 月曜日から金曜日まで(午前9:30～午後4:30、予約制) 【問合せ先】 088-632-8511 ※初診時には、被保険者証・療育手帳および現在使用中の歯ブラシをご持参ください。

● 県立施設における利用料等の減免

こ う 項 目	ない 内 容
けんりつ し せつ 県立施設における 利用料等の減免	か き けんりつしせつ りよう さい しせつ りようりょうとう やす ばあい 下記の県立施設を利用する際に、施設の利用料等が安くなる場合があります。 しょう しゃこうりゅう 障がい者交流プラザ (Tel 088-631-1000) あ わ じゅうろうべえ やしき (Tel 088-665-2202) けんりつはくぶつかん 県立博物館 (Tel 088-668-3636) けんりつぶんがくしやどうかん (Tel 088-625-7485) けんりつきんだいびじゅつかん 県立近代美術館 (Tel 088-668-1088) あすたむらんど徳島 (Tel 088-672-7111) つきみがおかいひんこうえん 月見ヶ丘海浜公園 (Tel 088-699-6697) しこくさぶろう さと (Tel 0883-55-2002) おおなるときようゆうほど うず みち 大鳴門橋遊歩道 渦の道 (Tel 088-683-6262) とりいりゅうぞうきねんはくぶつかん (Tel 088-668-2544) おおなるときようかきようきねんかん 大鳴門橋架橋記念館 エディ (Tel 088-687-1330) さな こうち 佐那河内いきものふれあいの里 (Tel 088-679-2238) 【備 考】 減免対象者、対 象サービス等につきましては、各施設にお問 合せてください。 【問合せ先】 各施設

障がい者交流プラザの案内

徳島県立障がい者交流プラザは、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がいのある人もない人も多くご利用いただき、交流を深めてもらう施設です。

【所在地】 〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59
【電話】 088-631-1000（代表）

障がいのある方の「働きたい!!」を支援します

障害者トライアル雇用

障がい者を短期（原則3ヶ月）の試用雇用で受け入れる際、障がい者の一般雇用への移行を支援する制度です。
（窓口） 各ハローワーク

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、直接的、専門的な支援を行います。
（窓口） 徳島障害者職業センター

多様な委託訓練

県が、企業、社会福祉法人などに委託して就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施します。
（窓口） 徳島県産業人材課
電話 088-621-2353

就業面と生活面の一体的な支援

センターの窓口での相談や職場訪問などにより、職業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。
（窓口） 障害者就業・生活支援センター

障がい者に対する虐待の防止

障がい者への虐待について、相談などがありましたら、どなたでもお近くの市町村にある「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

◆市町村障がい者虐待防止センター

市町村名等	名称（※1）	受付時間	電話	ファクシミリ
徳島市	徳島市 障害者虐待防止センター	24時間	088-677-7889	088-621-5300
鳴門市	鳴門市 障がい者虐待防止センター	24時間	088-684-1725	088-684-1337

し ちょうそんめいとう 市町村名等	めいしょう 名称（※１）	うけつけ じ かん 受付時間	でん わ 電話	ファクシミリ
こまつしまし 小松島市	こまつしまし 小松島市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0885-32-2279	0885-35-0272
		へいじつ や かん 平日夜間 (17:15～翌8:30)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	080-2980-1757 しゃかいふくし ほうじん 社会福祉法人 ゆうりんしゃ 悠林舎シース	0884-23-0263
あなんし 阿南市	あなんし 阿南市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター (しゃかいふくし ほうじんゆうりんしゃ 社会福祉法人悠林舎シース内)	じ かん 24時間	080-2980-1757	0884-23-0263
よしの がわし 吉野川市	よしの がわし 吉野川市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-22-2263	0883-22-2260
		へいじつ や かん 平日夜間 (17:15～翌8:30)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0883-24-6168 しょうがいしゃし えんし せつ 障 害者支援施設 の ぎく さと 野菊の里	0883-24-6144
あわし 阿波市	あわし 阿波市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-36-6812	0883-36-5158
		へいじつ や かん 平日夜間 (17:15～翌8:30)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	080-2996-2218	
みまし 美馬市	みまし 美馬市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-52-5614	0883-52-1197
		ど にちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0883-52-1212	
		8:30～17:15 や かん じ かん 夜間17:15～翌8:30	0883-52-1077	
みよし 三好市	みよし 三好市 しょうがいしゃぎやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	じ かん 24時間	0883-72-7610 ちょうじゅしょうがい 長寿・障害 ふくしか 福祉課	0883-72-7605
			0883-72-2251 しょう しょう 障がい者 せいかつしえん 生活支援センター	0883-72-2477
			はくあい 0883-79-3937	0883-79-3927
			ワークサポート やまなみ	
かつうらちょう 勝浦町	かつうらちょう 勝浦町 しょうがいしゃぎやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	へいじつ 平日9:00～17:00	0885-38-6550 そうだんしえんじぎょうしょ (相談支援事業所 ぱーとなー)	0885-35-3602 そうだんしえんじぎょうしょ (相談支援事業所 ぱーとなー)
		へいじつ や かん 平日夜間 (17:00～翌9:00)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0885-42-1502	0885-42-3028

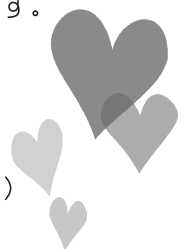
し ちようそんめいとう 市町村名等	めいしやう 名称（※１）	うけつけ じ かん 受付時間	でん わ 電話	ファクシミリ
かみかつちやう 上勝町	かみかつちやう 上勝町 しょう しゃぎやくたいぼう し 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15 へいじつ や かん 平日夜間 (17:15～翌8:30)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねん し 土日祝日・年末年始	0885-46-0111 0885-38-6550 （相談支援事業所 （相談支援事業所 ぱーとなー）	0885-46-0323 0885-35-3602 （相談支援事業所 （相談支援事業所 ぱーとなー）
さ な ごうちそん 佐那河内村	さ な ごうちそん 佐那河内村 しょう しゃぎやくたいぼう し 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15 へいじつ や かん 平日夜間 (17:15～翌8:30)、 ど にちしゆくじつ ねんまつねん し 土日祝日・年末年始	088-679-2971 088-679-2111	088-679-2125
みやうざいぐん 名西郡 (※２)	みやうざいぐん 名西郡 しょう しゃぎやくたいぼう し 障がい者虐待防止センター みやうざいぐんしょう しゃ き かんそくだん し えん (名西郡障がい者基幹相談支援 センター内)	じ かん 24時間	088-638-2770	088-615-8551
な か ちやう 那賀町	な か ちやうしょうがいしゃぎやくたいぼう し 那賀町 障害者虐待防止センター	じ かん 24時間	0884-62-1141	0884-62-1115
むぎ ちやう 牟岐町	むぎ ちやうしょう しゃぎやくたいぼう し 牟岐町 障がい者虐待防止センター	じ かん 24時間	0884-72-3416	0884-72-2716
みなみちやう 美波町	みなみちやうしょう しゃぎやくたいぼう し 美波町 障がい者虐待防止センター	じ かん 24時間	0884-77-3614	0884-77-1666
かいようちやう 海陽町	かいようちやうしょう しゃぎやくたいぼう し 海陽町 障がい者虐待防止センター	じ かん 24時間	0884-73-4312	0884-73-3880
いた の ぐん 板野郡 (※３)	しょう しゃぎやくたいぼう し りやううん 障がい者虐待防止センター 凌雲 しょう しゃせいかつ し えん (障がい者生活支援センター りやううんない 凌雲内)	じ かん 24時間	088-693-1140	088-692-6776
ちやう つるぎ町	ちやう つるぎ町 しょう しゃぎやくたいぼう し 障がい者虐待防止センター	じ かん 24時間	0883-62-3111	0883-62-4944
ひがし ちやう 東みよし町	ひがし ちやう 東みよし町 しょう しゃぎやくたいぼう し 障がい者虐待防止センター (ワークサポートやまなみ内)	じ かん 24時間	0883-79-3937	0883-79-3927

(※１)「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。

(※２)名西郡（石井町、神山町）は、共通の窓口です。

(※３)板野郡（松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）は、共通の窓口です。

けんまどぐち とくしまけんしやう しゃけん り よう ご とくしまけんしやう しゃそくだん し えん ない
県窓口： 徳島県障がい者権利擁護センター（徳島県障がい者相談支援センター内）
でん わ げんよう
電話 ・ ファクシミリ兼用 088-631-1188



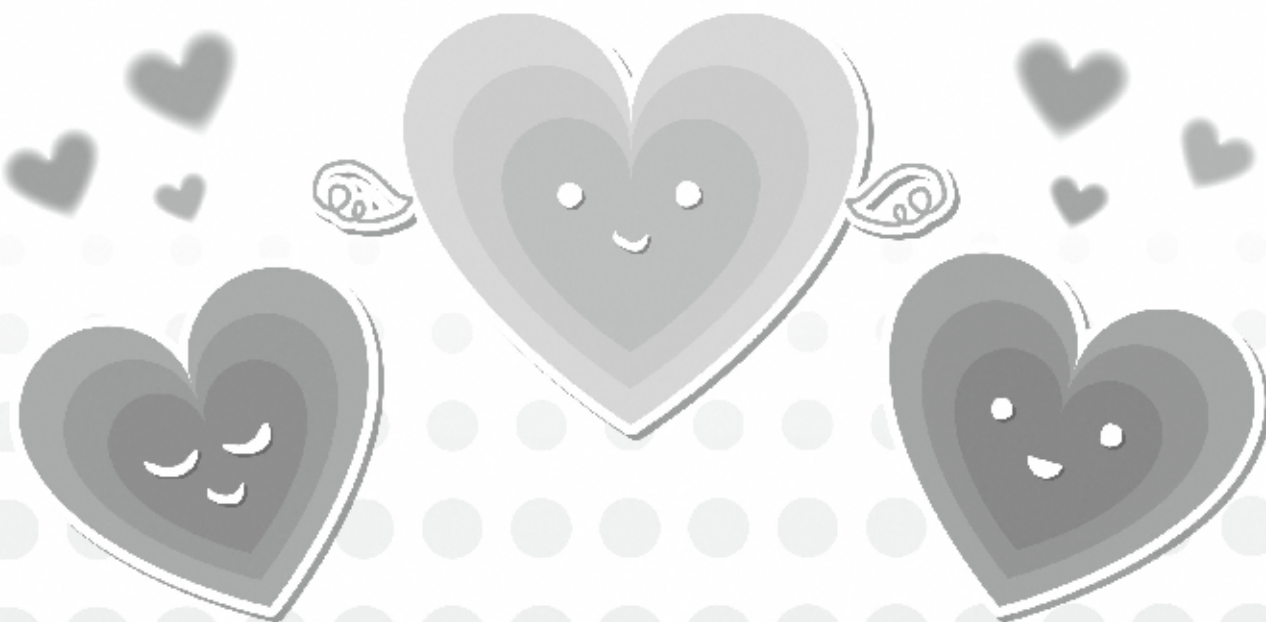
しょう しゃ ぎやく たい 障がい者虐待を ふせ 防ぎましょう

「障がい者への虐待」は、絶対にあってはならないことです。

しかし、虐待をしている人も、受けている人も、気づかないまま、日常生活で虐待が行なわれている場合もあります。

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を受けている人はもちろん、虐待に気づいた人はだれでも、身近な自治体に届出や通報をするよう定められています。

虐待のない社会をつくるため、みなさんが障がい者虐待を身近な問題として捉え、地域全体で障がい者とその家族を支援していくことが大切です。



とく しま けん
徳 島 県



※リーフレット下部のマークは、「音声コード」です。近き文書読み込み装置に挿入すると、印刷情報を音声で聞くことができます。